

## 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧																						
<p>(取引参加料金)</p> <p><b>第4条</b> 取引参加者規程第11条第1項に規定する取引参加料金は、<u>基本料及び利用料</u>とする。</p> <p>2 <u>基本料の額（月額）は、10万円に、次の各号に定める額を加算した額とする。</u></p> <p>(1) <u>取引参加者が名古屋市に営業所を有する場合</u> 15万円</p> <p>(2) <u>次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、a又はbに定める額</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>a 取引参加者が引受取引参加者（法第2条第6項に規定する引受人となる取引参加者をいう。）としての業務を行う場合（次のbに掲げる業務を行わない場合に限る。）</u> 10万円</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>b 取引参加者が主幹事取引参加者（株券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る株券の発行者又は売出人と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者として当該発行者又は売出人から指名された取引参加者をいう。）としての業務を行う場合</u> 前aに定める額に40万円を加算した額</p> <p>(3) <u>次に掲げる取引参加者の株主資本の額の区分に従い、当該区分に定める額</u></p> <table style="margin-left: 4em; margin-top: 1em;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">株主資本の額</th> <th style="text-align: left;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>10億円未満</u></td><td><u>1万円</u></td></tr> <tr><td><u>10億円以上 25億円未満</u></td><td><u>2万円</u></td></tr> <tr><td><u>25億円〃 50億円〃</u></td><td><u>3万円</u></td></tr> <tr><td><u>50億円〃 75億円〃</u></td><td><u>4万円</u></td></tr> <tr><td><u>75億円〃 100億円〃</u></td><td><u>5万円</u></td></tr> <tr><td><u>100億円〃 250億円〃</u></td><td><u>6万円</u></td></tr> <tr><td><u>250億円〃 500億円〃</u></td><td><u>7万円</u></td></tr> <tr><td><u>500億円〃 750億円〃</u></td><td><u>8万円</u></td></tr> <tr><td><u>750億円〃 1,000億円〃</u></td><td><u>9万円</u></td></tr> <tr><td><u>1,000億円〃 2,000億円〃</u></td><td><u>10万円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>株主資本の額が2,000億円以上の場合は10万円に、株主資本が1,000億円未満の額を増すごとに10万円を加算した額とする。</p>	株主資本の額	金額	<u>10億円未満</u>	<u>1万円</u>	<u>10億円以上 25億円未満</u>	<u>2万円</u>	<u>25億円〃 50億円〃</u>	<u>3万円</u>	<u>50億円〃 75億円〃</u>	<u>4万円</u>	<u>75億円〃 100億円〃</u>	<u>5万円</u>	<u>100億円〃 250億円〃</u>	<u>6万円</u>	<u>250億円〃 500億円〃</u>	<u>7万円</u>	<u>500億円〃 750億円〃</u>	<u>8万円</u>	<u>750億円〃 1,000億円〃</u>	<u>9万円</u>	<u>1,000億円〃 2,000億円〃</u>	<u>10万円</u>	<p>(取引参加料金)</p> <p><b>第4条</b> 取引参加者規程第11条第1項に規定する取引参加料金は、<u>定額参加料金及び定率参加料金</u>とする。</p> <p>2 <u>定額参加料金の額は、別表第1のとおりとする。</u></p>
株主資本の額	金額																						
<u>10億円未満</u>	<u>1万円</u>																						
<u>10億円以上 25億円未満</u>	<u>2万円</u>																						
<u>25億円〃 50億円〃</u>	<u>3万円</u>																						
<u>50億円〃 75億円〃</u>	<u>4万円</u>																						
<u>75億円〃 100億円〃</u>	<u>5万円</u>																						
<u>100億円〃 250億円〃</u>	<u>6万円</u>																						
<u>250億円〃 500億円〃</u>	<u>7万円</u>																						
<u>500億円〃 750億円〃</u>	<u>8万円</u>																						
<u>750億円〃 1,000億円〃</u>	<u>9万円</u>																						
<u>1,000億円〃 2,000億円〃</u>	<u>10万円</u>																						

3 利用料の額（月額）は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

(1) 取引参加者の登録外務員の数に対し、1人当たり90円として算出した額

(2) 取引参加者の本店その他の営業所の数に対し、本店及び支店1店当たり5,000円、その他の営業所1か所当たり2,500円として算出した額

(3) 取引参加者の預り資産の額に対し、1,000億円未満の場合は1,000円とし、1,000億円以上の部分につき1,000億円未満の額を増すごとに1,000円を加算して算出した額

4 前2項に規定する基本料及び利用料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより、年1回算出し毎年4月から適用する。

(1) 第2項第1号及び第2号に定める額

取引参加者規程施行規則第14条により当取引所に報告される事業報告書等に基づき、前年12月末現在における名古屋市内の営業所の有無及び業務の種別により算出する。

(2) 第2項第3号及び第3項各号に定める額

取引参加者規程施行規則第14条により当取引所に報告されるモニタリング調査表に基づき、前年12月末現在における株主資本の額、登録外務員及び本店その他の営業所の数並びに預り資産の額により算出する。

5 前項の規定にかかわらず、取引参加者が取引参加者規程第20条第1項各号に掲げる行為を行う場合には、第2項及び第3項の規定による基本料及び利用料は、当該取引参加者からの申告に基づく、当該行為が行われた月の末日現在における名古屋市内の営業所の有無、業務の種別、株主資本の額、登録外務員及び本店その他の営業所の数並びに預り資産の額により算出する。

6 第1項に規定する基本料及び利用料の当取引所への納入の日は、毎月20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とし、当月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

7 取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の取引参加料金は、日割をもって計算する。

3 定率参加料金の額は、各取引参加者の当取引所の市場における上場有価証券ごとの売買代金又は売買数量（以下「定率負担金の算出の基準」という。）に徴収標準率を乗じて算出した額（当取引所が別に定める場合を除く。）の総額とし、定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率は、別表第2に定めるところとする。

(新設)

(新設)

4 第1項に規定する定額参加料金及び定率参加料金の当取引所への納入の日は、毎月15日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とし、定額参加料金については当月分を、定率参加料金については前月分を納入するものとする。

(新設)

(取消料)

**第4条の2** 取引参加者規程第12条に規定する取消料の額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）について、次の各号に定めるところにより算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とし、1,000万円を上回る場合は、1,000万円とする。

(1) 株券等（株券、新株予約権証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び転換社債型新株予約権付社債券をいう。次の号において同じ。）の売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買 売買代金に万分の0.12を乗じた額

(2) 売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買以外の株券等の売買 売買代金に万分の0.06を乗じた額

(3) 国債証券の売買 売買数量に額面100円につき3毛5糸を乗じた額

(4) 円貨建外国債券の売買 売買数量に額面100円につき1厘9毛を乗じた額

(5) 外貨建債券の売買 売買数量に、毎月末日（当該日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日）における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により売買額面総額を本邦通貨に換算した金額100円につき1厘9毛を乗じた額

(6) 転換社債型新株予約権付社債券、国債証券及び外国債券を除く債券の売買 売買数量に額面100円につき1厘9毛を乗じた額

2 前項の取消料は、取引の取消しを行った日の属する月の翌月20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に、消費税額及び地方消費税額を加算して当取引所に納入するものとする。

(削除)

(取消料)

**第4条の2** 取引参加者規程第12条に規定する取消料の額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る定率参加料金の算出の基準に、別表第2に定める徴収標準率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

(1) 株券等（株券、新株予約権証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び転換社債型新株予約権付社債券をいう。次の号において同じ。）の売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買 売買代金に万分の0.12を乗じた額

(2) 売買立会による売買（立会外分売及び自己株式立会外買付取引により成立する売買を含む。）及び終値取引による売買以外の株券等の売買 売買代金に万分の0.06を乗じた額

(3) 国債証券の売買 売買数量に額面100円につき3毛5糸を乗じた額

(4) 円貨建外国債券の売買 売買数量に額面100円につき1厘9毛を乗じた額

(5) 外貨建債券の売買 売買数量に、毎月末日（当該日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日）における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により売買額面総額を本邦通貨に換算した金額100円につき1厘9毛を乗じた額

(6) 転換社債型新株予約権付社債券、国債証券及び外国債券を除く債券の売買 売買数量に額面100円につき1厘9毛を乗じた額

2 前項の取消料は、取引の取消しを行った日の属する月の翌月15日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に、消費税額及び地方消費税額を加算して当取引所に納入するものとする。

別表第1 定額参加料金の額

1 総合取引参加者の定額参加料金の額（月額）は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる均等割額と資本金割額との合計額

a 均等割額 15万円

b 資本金割額

資本金区分		金額
1億円以上	3億円未満	15万円
3億円	5億円	25万円
5億円	10億円	35万円
10億円	15億円	50万円
15億円	20億円	65万円
20億円	30億円	80万円
30億円	40億円	90万円
40億円	60億円	100万円
60億円	80億円	110万円
80億円	100億円	120万円
100億円	120億円	130万円
120億円	140億円	140万円
140億円	160億円	150万円
160億円	180億円	160万円
180億円	200億円	170万円

資本金が200億円以上の場合は170万円に、資本金が50億円未満を増すごとに10万円を加算した額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、名古屋市に営業所を有しない総合取引参加者は、前号 a 及び b の合計額の100分の20とする。

2 取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の定額参加料金は、日割をもって計算する。

3 1 (1) b の資本金は、当該月の1日現在の額とする。

別表第2 定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率

定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。

上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率
株券及び新株予約権証券	売買代金	売買立会による売買（過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含む。）及び取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の万分の0.12 ただし、株券において取引参加

(削除)

		<p>者の売付け又は買付けの呼値が当該取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.05</p> <p>立会外分売による売買の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.06</p> <p>N-NET市場における終値取引による売買のうち自己株式の取得（会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得に限る。以下同じ。）及び自己株式立会外買付取引に係る売買については、その売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.06</p>
<p>転換社債 型新株予 約権付社 債券</p>	<p>売買 代金</p>	<p>売買立会による売買（過誤訂正等のための売買、復活のための売買及び立会外分売を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.05</p>
<p>国債証券</p>	<p>売買 数量</p>	<p>市場内における売付け又は買付けごとに</p> <p style="text-align: right;">額面 100円につき 3毛5糸</p>
<p>外国 債券</p>	<p>円貨 建外 国債 券</p>	<p>市場内における売付け又は買付けごとに</p> <p style="text-align: right;">額面 100円につき 1厘9毛</p>
	<p>外貨 建外 国債 券</p>	<p>市場内における売付け又は買付けごとに</p> <p>当取引所が指定する外国為替相場により売買額面総額を本邦通貨に換算した金額 100円につき 1厘9毛</p>
<p>転換社債 型新株予 約権付社 債券、国 債証券及 び外国債 券を除く 債券</p>	<p>売買 数量</p>	<p>市場内における売付け又は買付けごとに</p> <p style="text-align: right;">額面 100円につき 1厘9毛</p>

投資信託 受益証券、外国 投資信託 受益証券、外国 投資証券	売買 代金	市場内における売付代金及び買 付代金の合計額の  万分の0.065
--	----------	--

- (注) 1. 株券及び転換社債型新株予約権付社債券におけるN-NET市場での単一銘柄取引による売買、バスケット取引による売買及び終値取引による売買（終値取引における自己株式の取得に係る売買は除き、それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。）については、定率参加料金を徴収しない。
2. 当取引所が指定する外国為替相場とは、毎月末日（当該日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日）における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値をいう。
3. 有価証券の売買に係る用語の意義は、業務規程において定めるところによる。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 取引参加料金の額は、改正後の第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に限り、当該各号に定める額とし、当該各号において計算上生じた100円未満の金額（次項により加算する消費税額及び地方消費税額を除く。）は切り捨てることとする。
  - (1) 令和7年4月1日から令和8年3月末日まで

改正前の第4条第2項及び第3項の規定により算出した定額参加料金及び定率参加料金に相当する額に10分の7を乗じた額と、改正後の第4条第2項及び第3項の規定により算出した基本料及び利用料に相当する額に10分の3を乗じた額の合計額。ただし、令和7年4月20日に納入する金額の算出においては、定率参加料金に相当する額に10分の7を乗じないで合計した額とする。
  - (2) 令和8年4月1日から令和9年3月末日まで

改正前の第4条第2項及び第3項の規定により算出した定額参加料金及び定率参加料金に相当する額に10分の4を乗じた額と、改正後の第4条第2項及び第3項の規定により算出した基本料及び利用料に相当する額に10分の6を乗じた額の合計額

- 3 前項各号に掲げる期間における取引参加料金については、前項各号に定める額を当月の20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。